

安平町既存住宅耐震診断等費用補助金交付制度

町内にある既存住宅の耐震診断、補強設計、耐震改修工事、除却工事を行う方に対し、その費用の一部を補助します。

募集期間 4月1日(水)～9月30日(水)

※上記期間内に先着順で申請を受け付けます。また、予算額に達した場合は、募集期間中に終了する場合があります。

対象住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅
・建築基準法その他関係法令に違反していないこと

対象者 町内に住所を有し、対象住宅を所有かつ居住する個人で、町に納付すべき町税などを滞納していない方

補助金額 ・耐震診断 耐震診断に係る経費の2/3 (上限 136,000円)
・補強設計 補強設計に係る経費の2/3 (上限 100,000円)
・耐震改修工事 耐震改修工事に係る経費の23% (上限 978,000円)
※外壁、屋根、断熱などの付帯工事は耐震改修工事を行うために必要な範囲のみ対象ですが、従前と同等の仕様であることが条件です。
・除却工事 除却工事に係る経費の23% (上限 978,000円)
※耐震診断の結果により倒壊の危険性があると判断された場合のみ対象です。

その他 耐震診断を行う方は、建築士の資格を有し、かつ北海道の耐震診断・耐震改修技術者名簿において耐震診断の講習区分で登録している方、または耐震改修促進法施行規則第5条第1項各号に掲げる耐震診断資格者であることが必要です。

必要書類 ・安平町既存住宅耐震診断等費用補助金交付申請書(様式第1号) ・住民票の写し
・登記事項証明書(建物) ・納税証明書 ・見積内訳書
・耐震診断報告書(様式第2号。補強設計、耐震改修、除却工事を行う場合)
・改修計画書(様式第3号。耐震改修工事を行う場合)
・位置図、配置図、平面図など(耐震改修工事、除却工事を行う場合)
・補強後の想定耐震診断報告書(耐震改修工事を行う場合)
・外観写真2面以上(除却工事を行う場合)

申込み・問合せ 建設課施設グループ ☎ 2516

町長・町議会議員 選挙期日のお知らせ

4月22日(水)に任期満了となる安平町長および安平町議会議員の選挙期日について再度お知らせします。

投開票日 4月12日(日) (当日の投票時間は7時～19時)

同告示日 4月7日(火)

なお、立候補者数が定数を超えない場合は投票が行われず、無投票となる場合があります。無投票の場合は、町ホームページ、防災行政無線などでお知らせします。

※選挙に関する詳細は、広報笑顔3月号に折り込みの「選挙のお知らせ」をご確認ください。

問合せ 安平町選挙管理委員会事務局(総務課総務グループ) ☎ 2511